

防衛医科大学校病院整備事業

実施方針

令和8年4月

防衛省

<目次>

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設等の種類等	1
(3)	事業目的	1
(4)	事業概要	2
2.	実施方針に関する事項	3
(1)	実施方針に関する意見の受付	3
(2)	実施方針の変更	3
(3)	実施方針に関する書類の提出先	4
3.	特定事業の選定方法等に関する事項	5
(1)	特定事業の選定に当たっての考え方	5
(2)	特定事業の選定結果の公表	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	民間事業者の選定に係る基本的な考え方	6
2.	選定の手順及びスケジュール（予定）	6
3.	入札公告	7
4.	入札説明書	7
(1)	入札説明書等の公表	7
(2)	入札説明書等に対する質問、回答	7
5.	入札参加者の備えるべき要件等	7
(1)	入札参加者の構成等	7
(2)	入札参加者の入札参加要件	9
(3)	入札参加者の資格等要件	10
(4)	入札参加者の構成員の変更等	11
(5)	入札参加資格確認後の取扱い	12
6.	入札に伴う費用負担	12
7.	審査及び選定に関する事項	12
(1)	事業者選定委員会	12
(2)	審査及び選定	12
(3)	選定結果の公表	13
(4)	落札者を選定しない場合	13
8.	契約に関する基本的な考え方	13
(1)	特別目的会社の設立等について	13
(2)	事業契約の概要について	13
(3)	選定事業者の株主構成等について	13
9.	提出書類の取扱い	13
(1)	著作権	13
(2)	特許権等	14
(3)	提出書類の変更等の禁止	14
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	15
1.	リスク分担の考え方	15

2.	選定事業者の責任の履行に関する事項	15
3.	事業の実施状況のモニタリング	15
(1)	モニタリングの目的	15
(2)	モニタリングの方法	15
(3)	モニタリングの実施時期及び概要	15
4.	サービス対価改定の考え方	16
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1.	立地に関する事項	17
2.	土地に関する事項	17
(1)	特定事業に係る国有財産の無償使用	17
(2)	埋蔵文化財に係る調査について	17
(3)	地質調査及び土地利用履歴調査について	17
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
1.	紛争が生じた場合の基本的な考え方	18
2.	管轄裁判所の指定	18
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1.	本事業の継続に関する基本的な考え方	19
2.	本事業の継続が困難になった場合の措置	19
(1)	選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合	19
(2)	国の事由により本事業の継続が困難になった場合	19
(3)	その他の事由により本事業の継続が困難になった場合	19
3.	金融機関等と国との協議	19
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
3.	その他の支援に関する事項	20
第8	特定事業の担当者に関する事項	20
1.	担当部署	20
2.	PFI 取得等要求機関の長	20
3.	契約担当官等	20
4.	供用事務担当官	20
第9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
1.	ホームページ	21
2.	本事業において使用する言語	21

(添付資料)

別紙様式第1 実施方針に関する意見書

別紙第1 リスク分担案

防衛省（以下「国」という。）は、防衛医科大学校病院整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的な整備を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 6 年 6 月 3 日改正）等に則り、定めるものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

防衛医科大学校病院整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類等

ア 施設等の種類

病院施設及び病院関連施設

イ 施設等の所在等

(ア) 防衛医科大学校病院新病院棟（仮称）

(イ) その他施設（構内通路、身障者用駐車場、仮設駐車場（仮設通路含む）、仮設哨所、仮設門扉、仮設フェンス、仮設駐輪場、仮設バイク置き場及びキューティリティ）

所在：埼玉県所沢市並木 3 丁目 2 番地

※詳細については、「第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」及び「要求水準書（案）別紙 1 本施設位置図」を参照

(3) 事業目的

防衛医科大学校病院は、昭和 52 年 12 月 1 日の開院以来、医学に関する臨床教育及び研究の場として、また同時に広く地域住民に開放された総合的な医療機関としての役割を果たしている。

しかしながら、老朽化が進む中央診療施設や分散配置された施設での非効率な病院運営を行っているという課題がある。今後は、ますます高まる医療ニーズに応えること、厳しさを増す我が国の安全保障環境を踏まえ、自衛隊医官・看護官等の戦傷医療対処能力を向上させることが求められており、そのためには、効率的な運営を実現する機能強化した新病院棟の整備が必要となる。

本事業は、民間の資金及び技術的能力の活用を図るとともに財政負担を縮減するため、PFI 法に基づき効率的かつ効果的に防衛医科大学校病院新病院棟を整備し、自衛隊医官・看護官等の臨床教育及び研究の場かつ地域住民に開放された総合的な医療機関としての機能をより一層充実させることを目的とするものである。

(4) 事業概要

ア 事業内容

本事業は、PFI 法に基づき、事業を実施する主体として選定された選定事業者が新病院棟及びその他施設（以下「本施設」という。）の設計及び建設業務並びに既存の研修医官棟、給水ポンプ室、駐輪場上屋（以下「既存施設」という。）の解体業務を行った後、公共施設等の管理者等である国に所有権を移転する BT 方式（Build, Transfer）により実施する。

本事業は、本施設の設計及び建設、並びに既存施設の解体業務に係る対価として国が選定事業者に費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日の翌日から令和 16 年 3 月末までである。

主な業務範囲は以下のとおりである。詳細は要求水準書（案）を参照すること。また、入札公告時の入札説明書及び要求水準書において示す。

(ア) 調査・対策業務

- ・ 地質調査業務
- ・ 敷地測量・高低測量業務
- ・ 工事動線として使用する既存構内道路の路盤調査・対策業務
- ・ 電波障害調査・対策業務
- ・ 土地利用履歴調査業務
- ・ 土壌汚染調査業務
- ・ アスベスト調査業務
- ・ 周辺影響調査・対策業務
- ・ PCB 含有調査業務

(イ) 設計業務

- ・ 新病院棟の設計業務
- ・ 付帯施設（仮設駐車場、仮設警衛所、仮設門扉、仮設フェンス、仮設駐輪場、仮設バイク置き場、ユーティリティ）の設計業務
- ・ 既存施設（研修医官棟、給水ポンプ室、駐輪場上屋）の解体設計業務

(ウ) 着工前業務

- ・ 各種申請業務（着工前に必要なもの）
- ・ 工事計画の策定業務（着工前に必要なもの）
- ・ 建設工事関係書類の作成・提出等（着工前に必要なもの）

(エ) 工事監理業務

(オ) 建設業務（既存施設の解体を含む）

(カ) 完了後業務

イ 国の支払に関する事項

国の選定事業者に対する支払は、以下からなる。

(ア) 調査・設計に係る対価

(イ) 工事監理に係る対価

(ウ) 建設に係る対価

国は、選定事業者に対して、本号(ア)～(ウ)に掲げられる対価(以下「サービス対価」という。)を、財政法(昭和22年法律第34号)第15条第1項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約(以下「事業契約」という。)に定めるところに従い、支払を行う。

なお、これらの詳細については、入札説明書等で示す。

ウ 事業の実施スケジュール(予定)

本事業の事業スケジュール(予定)は、次のとおりである。

基本協定の締結	令和9年3月
事業契約の締結	令和9年3月
設計及び建設業務の期間 (解体工事含む)	事業契約締結日の翌日～令和16年3月
引渡し	令和16年3月
本事業の終了	令和16年3月末日

※既存施設については「第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」及び「要求水準書(案)別紙2 既存施設位置図」を参照

エ 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、関連の各種法令(条例、要綱等を含む。)に拠ることとする。

2. 実施方針に関する事項

(1) 実施方針に関する意見の受付

実施方針について意見がある場合は、次の方法による意見書を提出すること。

ア 提出方法

「実施方針に関する意見書(別紙様式第1)」に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。フォーマットは、Microsoft Excel とすること。電子メールの件名には、「実施方針に関する意見書の提出」と記載すること。

なお、電子メール送信後、当該電子メールの到着の確認に関する返信がない場合には、速やかに提出先に連絡すること。

イ 受付期間

令和8年4月16日(木)から令和8年4月24日(金)17時まで

ウ 提出先

「第1 特定事業の選定に関する事項 2(3)」に示す提出先へ提出すること。

(2) 実施方針の変更

国は、実施方針公表後における民間事業者等からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実

施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合は、防衛省ホームページへの掲載その他の方法により速やかに公表する。実施方針の内容の変更に伴い、本事業の事業スケジュールが変更になる場合には、変更後の事業スケジュールも示す。

(3) 実施方針に関する書類の提出先

北関東防衛局 調達部 調達計画課

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL：048-600-1825

Mail：idai-pfi-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp

3. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

国は、PFI法、基本方針及びVFM（Value for Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日改正）を踏まえ、国が自ら実施する場合と比較して、選定事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- 本施設の設計及び建設業務並びに既存施設の解体業務が、国が自ら実施する場合と選定事業者が実施する場合で同一の業務水準である場合において、国の財政負担の縮減が期待できること。
- 財政負担が、国が自ら実施する場合と選定事業者が実施する場合で同額である場合において、本施設の設計及び建設業務並びに既存施設の解体業務の品質の向上が期待できること。

国の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、選定事業者における法人税及びその他収入について適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる国の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。また、各業務の水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

(2) 特定事業の選定結果の公表

国は、(1)に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、令和8年5月（予定）に防衛省ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

なお、評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計及び建設並びに既存施設の解体の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要がある。

民間事業者の選定に当たっては、設計及び建設並びに既存施設の解体の各業務に係る対価の額、設計及び建設並びにその他の条件により、総合評価一般競争入札(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第91条第2項)で選定を行う予定である。

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、二段階で審査を実施することとし、第一段階は入札参加資格審査、第二段階は提案内容審査を行う。

2. 選定の手順及びスケジュール(予定)

選定に当たっての手順及びスケジュール(予定)は、次のとおりである。

スケジュール(予定)	内容
令和8年4月中旬	実施方針の公表
令和8年4月下旬	実施方針に関する意見の受付
令和8年5月中旬	特定事業の選定結果の公表
令和8年5月中旬	入札公告、入札説明書等の配布
令和8年5月	入札説明書等に対する質問(入札手続きに関する事項)の受付
令和8年5月	入札説明書等に対する質問・意見の受付(第1回)
令和8年6月	入札説明書等に対する質問への回答の公表(入札手続きに関する事項)
令和8年7月	入札説明書等に対する第1回質問への回答の公表
令和8年7月	入札参加申請書・入札参加資格確認書類の提出期限
令和8年7月	競争的対話申込書の受付
令和8年8月	入札参加資格確認通知の送付
令和8年9月	競争的対話の実施
令和8年10月	入札説明書等に対する質問・意見の受付(第2回)
令和8年11月	入札説明書等に対する第2回質問への回答の公表
令和8年12月下旬	入札提出書類の提出期限
令和9年2月	落札者の選定及び公表

令和9年3月	基本協定の締結
令和9年3月	事業契約の締結

3. 入札公告

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価一般競争入札に付することとして公告する。

4. 入札説明書

(1) 入札説明書等の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る入札説明書等を入札説明書等ダウンロードシステムにおいて公表する。入札説明書には、事業者選定の方式、入札参加手続等を記載するとともに、入札に必要な資料・情報を提供する。ただし、事業の性質上、一部の資料や情報については、入札参加資格が認められた者のみに対して配布する。詳細については、入札説明書に示す。

(2) 入札説明書等に対する質問、回答

入札の実施に関する具体的事項は、入札説明書において示す。入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると国が認めるものを除き公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

5. 入札参加者の備えるべき要件等

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、「第1 1. (4) ア 事業内容」に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業で構成されるグループとする。
- イ 入札参加者は、自らを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。
- ウ 入札参加者は、構成員から、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が入札手続を行うこと。
- エ 入札参加者は、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立することができる。特別目的会社を設立する場合、事業開始後、特別目的会社に出資し、かつ特別目的会社から直接業務を受託若しくは請負うことを予定している企業（以下「構成企業」という。）、又は出資はしないが特別目的会社から直接業務を受託若しくは請負うことを予定している企業（以下「協力企業」という。）のいずれであるかを、入札参加表明書等に明記すること。
- オ 入札参加者は、契約締結までに本事業を行うために、全て又は一部の構成員による共同企業体を組成することができる。なお、詳細については入札説明書において示す。

(2) 入札参加者の入札参加要件

入札参加者の構成員は、以下の要件を満たすこと。

- ア 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。
- ウ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認の提出期限の日から開札の時点までに、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号.28.3.31）に基づく指名停止等を受けていないこと。
- エ 本事業に係る導入可能性調査及びアドバイザー業務を受注したパシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社現代建築研究所、株式会社システム環境研究所、株式会社ケイエム構造設計、株式会社都志デザイン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 資本面において関連がある者とは、子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合又は親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合をいう。
- 人事面において関連がある者とは、一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次の (ア)～(オ)までのいずれかに該当するの者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）、一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合又は一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合をいう。
- (ア) 株式会社の取締役。ただし、次の掲げる者を除く。
- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の取締役
- (ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (ハ) 組合（共同企業体を含む。）の理事
- (ニ) その他業務を執行する者であって、(ア)～(イ)までに掲げる者に準ずる者
- オ 入札参加者の構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員として参加していないこと。

カ 事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、資本金面、人事面において関連がある者とはエで示しているとおりである。また、委員については、入札説明書等で示す。

キ PFI 法第9条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

(3) 入札参加者の資格等要件

入札参加者の構成員のうち、設計、工事監理及び建設（解体含む。）の各業務に当たる者は、アの要件及び業務に対応してイからエまでに定める要件を満たすこと。

なお、イ及びウ又はイ及びエについて、構成員が、要件を満たす限り、兼任することは可能である。ただし、監理技術者は代表企業を務める企業から配置すること。

ア 共通事項

北関東防衛局の支出負担行為担当官又は契約担当官と締結した契約に関し、北関東防衛局が行う入札又は契約等の業務に関して、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

イ 設計に当たる者

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 設計に当たる者（複数の者で分担して業務に当たる場合は、うち少なくとも1社）は、令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。また、複数の者が分担して業務を行う場合には、防衛省競争参加資格の分担する業務（「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」）を担当する者にあつては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 平成28年度以降に、以下に示す業務の設計実績があること。なお、設計業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも1者は以下の要件を満たすこと。なお、詳細については入札説明書において示す。
 - ・一般病床400床以上の免震構造の病院施設の設計業務

ウ 工事監理に当たる者

工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 工事監理に当たる者（複数の者で分担して業務に当たる場合は、うち少なくとも1社）は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。また、複数の者が分担して業務を行う場合には、防衛省競争参加資格の分担する業務（「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」）を担当する者にあつては「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 平成 28 年度以降に、以下に示す業務の実績があること。なお、工事監理業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも 1 者は以下の要件を満たすこと。なお、詳細については入札説明書において示す。
- ・一般病床 400 床以上の免震構造の病院施設の工事監理業務

エ 建設に当たる者

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 防衛省競争参加資格のうち、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」において級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望しており、かつ、それぞれの工事種別について、経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値の点数）が、以下に示した点数以上ある者であること。

工事種別	経営事項評価数値
建築一式工事	【代表企業の場合】 1200 【構成員の場合】 1100
土木一式工事	990
電気工事	870
管工事	870
電気通信工事	870

なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれの者が、防衛省競争参加資格の分担する業務（「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」）に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値の点数）の点数が、上述の点数以上であること。

- (イ) 平成 23 年度以降に、元請として以下の業務を完成・引き渡し完了した建設実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合の者に限る。）なお、建設業務を行う者が複数いる場合は、少なくとも 1 者は以下の要件を満たすこと。なお、詳細については入札説明書において示す。
- ・一般病床 400 床以上の免震構造の病院施設の建設工事
- (ウ) 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有していること。
- (エ) 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(4) 入札参加者の構成員の変更等

入札参加表明書により入札参加の意思を表明した入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（構成員が指名停止等に該当する場合は除く。）は、国と協議を行うこととする。協議の結果、国が妥当と認めた場合には、代表企業以外の構成員を、入札参加資格の確認を受けた上で、入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

(5) 入札参加資格確認後の取扱い

- ア 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の構成員のいずれかが、開札日において、「(2) 入札参加者の入札参加要件」又は「(3) 入札参加者の資格等要件」に定める要件のいずれか満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、入札参加資格がない者に該当することから、当該構成員に係る入札参加者は、入札への参加は認められない。
- イ 開札日以降、落札者決定の日までに、入札参加者の構成員のいずれかが、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者が提出した事業提案は審査の対象としないものとする。
- ウ 落札者について、落札者決定以降、事業契約締結までに指名停止等に該当することとなった場合には、失格とする。

6. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

7. 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会

国は、民間事業者の選定に当たり、部外学識経験者・防衛医科大学校病院職員・北関東防衛局職員で構成する事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。事業者選定委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。なお、委員については、入札説明書等で示す。

(2) 審査及び選定

審査は総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出することができる。提案方法等の詳細については、入札説明書等において示す。

第二次審査に当たっては、入札価格、設計及び建設並びにその他の条件を事業者選定委員会が総合的に評価し、その評価を踏まえ、国は最も優れた提案を行った者を落札者として決定する。

なお、各審査の主な視点は次のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書等において示す。

第一次審査	<ul style="list-style-type: none">・資格等要件審査・本事業と同種業務に関する経験等
第二次審査	<ul style="list-style-type: none">・入札価格・設計及び建設計画・既存施設の解体計画・事業計画等

(3) 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を防衛省ホームページに公表する。

(4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を防衛省ホームページに公表する。

8. 契約に関する基本的な考え方

(1) 特別目的会社の設立等について

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として会社法に定める株式会社を設立することができる。

なお、特別目的会社への出資者は構成企業のみとし、構成企業以外の者の出資は認めない。代表企業の出資比率は構成企業中最大とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。

(2) 事業契約の概要について

国は、落札者と事業契約の締結に向けて基本協定を締結し、当該基本協定に規定した事項に基づき、落札者又は落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。事業契約は、設計及び建設並びに既存施設の解体等を包括的かつ詳細に規定し、事業期間を令和 16 年 3 月末までとする。

なお、事業契約書案については、入札説明書とともに公表する。

(3) 選定事業者の株主構成等について

特別目的会社を設立する場合、出資を行った入札参加者の構成企業は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

9. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札参加者に返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、建設方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(3) 提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計及び建設並びに既存施設の解体等の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うこととする。

原則として、「別紙第1 リスク分担案」によることとし、具体的な事項については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示す。

2. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約の締結に当たっては、契約の履行を確保するために、国は、次のいずれかの方法による事業契約の保証を、選定事業者に求めることを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

契約保証金等の詳細については、入札説明書において示す。

3. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

国は、事業契約書に定める各業務の要求水準の達成状況及び選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

(2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定める。また、モニタリングに係る費用は、原則として国が負担するが、選定事業者自ら実施するモニタリングに係る費用や国が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

(3) モニタリングの実施時期及び概要

ア 調査及び設計時

国は、選定事業者によって行われた調査及び設計が、事業契約書に定める業務要求水準、入札時の提案内容に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 建設（解体含む）時

選定事業者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に国から建設及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、国が要請したときは、建設の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での建設状況の確認を受ける。

ウ 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、建設記録を用意し、現場で国の確認を受ける。この際、国は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設の工事の内容が事業契約書に定めた条件に適合しない場合には、国は改造又は修補を求めることができる。

エ 事業終了時

選定事業者は、事業終了時に、国から本施設の性能の確認を受ける。本施設の性能及び事業終了時の要求水準については、要求水準書に定める。

オ 財務状況に関する報告

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、国に報告しなければならない。

4. サービス対価改定の考え方

物価変動に起因するサービス対価の改定基準は入札公告日とする。詳細は、入札説明書等で示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設の立地に関する基本的な条件は次のとおりである。

名称	防衛医科大学校病院整備事業
所在	埼玉県所沢市並木3丁目2番地
敷地面積	病院地区：約 70,000 m ²
用途地域	第2種住居地域
高度地区	指定なし
防火・準防火地域	建築基準法第22条指定区域
日影規制	高さが10mを超える建築物 平均地盤面からの高さ4m 敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲：4時間 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲：2.5時間
その他規制・区域	所沢市街づくり条例、所沢基地跡地建築協定
建ぺい率	60%
容積率	200%
敷地前面道路	西側：市道3-851号線 幅員32.0m

2. 土地に関する事項

(1) 特定事業に係る国有財産の無償使用

国は、PFI法第71条の規定により、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者に本事業計画地を無償で使用させる。

(2) 埋蔵文化財に係る調査について

本施設計画地について、埋蔵文化財の調査を実施する必要はない。

(3) 地質調査及び土地利用履歴調査について

本施設計画地における地質調査及び土地利用履歴調査は、必要に応じて、選定事業者が実施すること。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 紛争が生じた場合の基本的な考え方

国と選定事業者の間において、事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、国と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの供給を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

国は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。

なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

(2) 国の事由により本事業の継続が困難になった場合

国又は選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。
なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

国又は選定事業者は、事業契約書に列挙した事由が生じた場合には、事業契約書に定められた発生事由ごとに、適切な措置を講じるものとする。

3. 金融機関等と国との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、国は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国は、これらの支援を選定事業者が受けることができるように可能な範囲で協力を行う。

3. その他の支援に関する事項

国は、選定事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力を行う。

第8 特定事業の担当者に関する事項

1. 担当部署

北関東防衛局 調達部 調達計画課
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課

2. PFI 取得等要求機関の長

防衛医科大学校長 福島功二

3. 契約担当官等

北関東防衛局長 池田真人

4. 供用事務担当官

防衛医科大学校長 福島功二

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. ホームページ

本事業に関する情報提供は、防衛省ホームページ (<https://www.mod.go.jp/>) を通じて適宜行う。

2. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

実施方針に関する意見書

「防衛医科大学校病院整備事業 実施方針」等について、以下のとおり意見を提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者氏名	
	電話	
	F A X	
	E - M a i l	
提出意見数		

No.	書類名	該当箇所						タイトル	意見
		頁	項						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
例	実施方針	1	第1	1	(2)	ア	-	施設の種類の種類	

- 注) 1. Microsoft Excelにより作成すること。
 2. 該当箇所の記入に当たっては、数値及び記号は半角小文字で記入すること。
 3. 行が不足する場合には、適宜調整すること。
 4. 書類の該当箇所の順番に並べること。
 5. 意見は、各No.につき1点とすること。(一つのNo.の中に複数の意見を含まないこと。)

別紙第1 リスク分担案

リスク分担表

○：主分担 △：従分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		国	選定事業者	
共通リスク	募集	入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
	入札参加	入札参加費用の負担に関するもの		○
	契約締結	国の事由による契約締結の中止、遅延	○	
		選定事業者の事由による契約締結の中止、遅延		○
		上記以外の事由による契約締結の中止、遅延※1	○	○
	政策変更	国の政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
	法令の変更	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）		○
	税制の変更	選定事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの		○
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの（本表に別段の定めがあるものは除く。）	○	
	許認可の取得	国の事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外による許認可の取得遅延（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
	住民等の要望活動	本事業の実施に関する地域住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		上記以外に関する地域住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者賠償※2	事業者が行う業務に起因するもの		○
		上記以外の事由以外のもの（本表に別段の定めがあるものは除く。）	○	
	不可抗力	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△※3
	環境の保全	国の事由によるもの	○	
		選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	用地瑕疵	国が予め提示した事業計画地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
上記以外の地質障害、地中障害物等		○		
物価変動	入札公告日以降の物価変動による費用の増加	○	△※4	
債務不履行による損害発生	国の事由によるもの	○		
	選定事業者の事由によるもの		○	
事業中止・延期・遅延	国の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
	上記以外の事業の中止・延期・遅延（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○	
下請事業者	選定事業者が発注する契約の管理・内容変更等に伴う債務不履行		○	
要求水準変更リスク	国の指示による要求水準変更に伴う費用増加	○		
要求水準未達リスク	要求水準未達によるもの（施工不良、事業期間終了時の要求水準保持を含む）		○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		国	選定事業者
支払遅延・不能	国の事由による支払の遅延・不能	○	
資金調達	選定事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
米軍基地	事業実施に際する米軍への対応に関するもの	○	

○：主分担 △：従分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		国	選定事業者	
設計・工事監理・建設リスク (既存施設の解体を含む)	測量・調査	国が提示した測量・調査の不備	○	
		上記以外の測量・調査（アスベスト調査を含む。）の不備（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
	設計遅延・設計費の増大	国の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
	電波障害対策費の増加	電波障害対策費の増加		○
	設計図書の変更	国の事由による設計図書の変更等	○	
		上記以外の事由による設計図書の変更等（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
	工法欠陥	技術・工法等の欠陥による被害（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
	工事遅延・工事費の増大	国の事由による工事遅延、工事費の増大	○	
		上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大（本表に別段の定めがあるものは除く。）		○
	解体・撤去	解体撤去に関するもので選定事業者の責めに帰すべき事由によるもの（例：解体費用の増加、解体工事に伴い第三者に及ぼした損害、）		○
		上記以外の事由による解体撤去に関するもの（例：アスベスト処理費用等、既存建物に関して開示されなかった情報に起因した費用の増加）	○	
	施設・設備損傷	選定事業者が、施設を国に引き渡す前に生じた、施設・設備の損傷に関するもの		○
		国が、施設の引渡し前に医療機器等の搬入・据付、備品等の搬入、移転等を実施して生じた、施設・設備の損傷に関するもの	○	

- ※1 不正行為を除き、契約当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- ※2 事業期間中に発生した事故における第三者賠償を指す。
- ※3 基本的には国の負担となるが、一定の金額又は割合までは選定事業者の負担となる。詳細は入札説明書等で示す。
- ※4 基本的には国の負担となるが、一定の範囲までは選定事業者の負担となる。詳細は入札説明書等で示す。